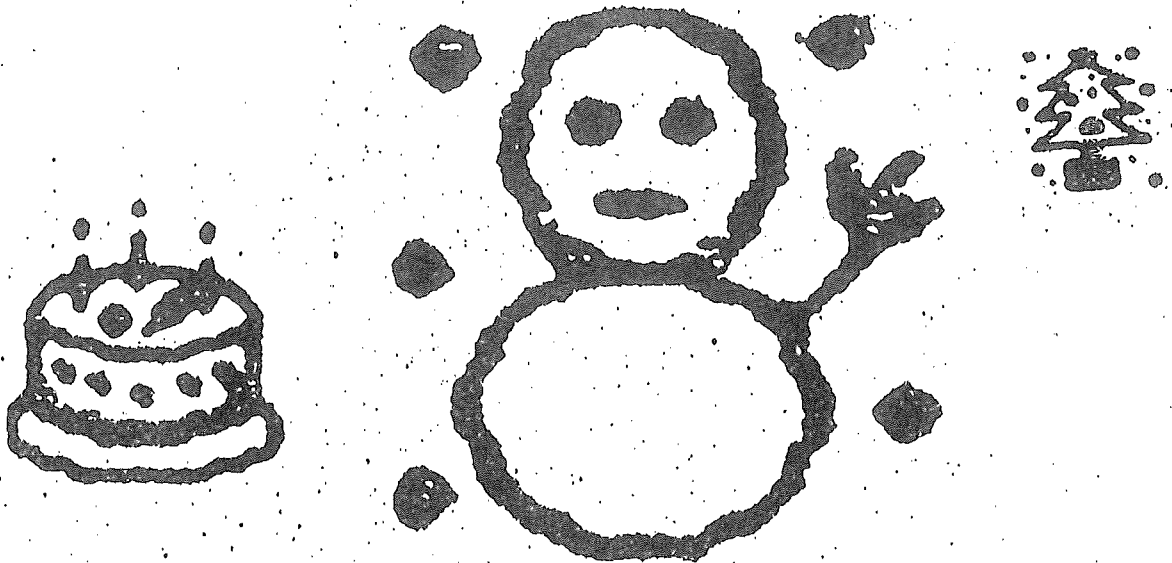


かながわ市民オンブズマン

広報誌 第7号



第7号・目次

- | | |
|---------------------|------|
| ・ 第8回役員会議事報告 | (1) |
| ・ 川崎市民オンブズマンプレスリリース | (2) |
| ・ 第9回役員会議事報告 | (8) |
| ・ 選挙・議員活動とオンブズマン | (9) |
| ・ 新聞記事 | (10) |
| ・ スケジュールのお知らせ | (11) |

「かながわ市民オンブズマン」インターネット・ホームページ

URL ; <http://www.hamakko.or.jp/~dcj03216>

平成9年12月20日発行

第8回役員会議事報告

記録 森田明

日時 平成9年11月14日 18:30より21:00

場所 中小企業・婦人会館（川崎・武蔵小杉にて）

議事内容

①水道メーター談合（大川）

11月19日午前10時 水道メーター情報公開訴訟弁論（横浜地裁）

12月22日午後3時 水道メーター住民訴訟弁論（横浜地裁仮庁舎）

②議員の海外視察（篠原）

読売の記事・・横浜市議の海外視察「破格の高額支給」

③横浜市情報公開条例見直しの件（森田）

11月17日午後2時から、「知る権利・横浜の会」と共に横浜市公文書公開審査会にて情報公開制度について意見陳述を行う。

④政務調査研究費（本間）

10月29日、県と各会派に、使途の明細の回答を求めた。回答期限までまだ間があるので、結果は次回報告。

⑤第二回情報公開ランキングのための一斉請求の結果（大川、篠原）

神奈川県、横浜市、川崎市に、知事（市長）交際費、財政課の食糧費、県外出張費の公開請求をした。横浜市が相手方の氏名を徹底して非公開としている他、公開度が高いとされていた川崎市が領収書、請求書を対象外扱いとしているなど、それぞれに問題がある。次回役員会の際の学習会で、全国の公開状況も踏まえて報告を受け、検討する（報告担当大川代表幹事）。

⑥土地開発公社の情報の公開請求について

かわさき市民オンブズマンより取り組みの報告。（詳しくは別項の報告を参照。）公社所有土地の明細書を公開させた。これをもとに、11月8日、当該土地を市民が視察するバスツアーを実行。どう見ても利用しようのない土地が多く、参加者をあきれさせた。

今後、登記簿等による調査で不当な取得経過がないか調査するとのこと。また、公社でなく市自身が市債発行により取得する際の問題点の指摘、横浜市や鎌倉市などでの調査状況の報告がされ、活発な意見交換をした。

⑦会の運営関係

・学習会について

上記のように12月12日役員会の際、今回の一斉請求の結果を踏まえて、情報公開についての学習会を持つ（18:30から20:00）

次年度に向け、役員会とは別の日に、計画的に学習会を持つようにする。

・「広報誌」の発行体制について

編集担当の仕事が特定の人に集中していたので、多くの人の参加で編集をするよう、発行体制を改めることに。お手伝いいただける方を募集中。

なお、各地域でオンブズマン活動をして、ニュース等を発行しておられるグループは、広報誌の中で紹介したいので、かながわ市民オンブズマン事務所に一部お送りいただきたい。

かわさき市民オンブズマン プレスリリース

1997.11.4

売却だけでなく用地購入にも問題あり

市土地開発公社・先行取得の実態が判明

代替地売却に伴う汚職事件が明らかになった川崎市で、市土地開発公社に先行取得させてきた土地の平成9年3月31日現在の実態が「かわさき市民オンブズマン」の調べでこのほど明らかになりましたので、その概要をお知らせします。

1. 土地開発公社の先行取得について

先行取得とは、市による将来の買い戻し（再取得）を前提に、事業に必要な用地をあらかじめ「土地開発公社等」に購入させる仕組みです。公社は用地購入の原資のほとんどを約30行の銀行等からの借入により調達しています。市の財政悪化により買い戻しが進まないために、公社は莫大な「塩漬け用地」（公社保有地）を抱え込んでおります。買い戻しが進まないことは借入金が増加しないことを意味し、「塩漬け用地」は巨額の金利負担を公社に強いると同時に、支払利息を上乗せする買い戻し費用の増加（市の一般会計の負担増）を招いています。

ちなみに平成8年度末における土地開発公社の保有地（大部分が塩漬け用地）の残高（取得費、利息等の総額）は、約1,382億円にのぼります。なお、このうち累積利息の総額は約295億円になります。この「塩漬け用地」の残高は一般会計予算5,180億円の約四分の一強にあたり、「塩漬け用地」の買い戻しが財政を圧迫するとともに、市民生活に必要な政策への深刻な影響が懸念されます。

なお、特別会計用地先行取得事業の保有地も約800億円（市債発行で取得）にのぼると云われており、さらには、買い戻した土地が川崎市において未利用・低利用となっている例（資料Ⅳ）も少なくありません。これらを合わせると2,200億円にも及ぶ未利用地を川崎市は抱え込んでいることになります。市による用地取得と管理のずさんさを浮き彫りにしています。

2. 公開された文書

【資料Ⅰ】のように、事業名ごとに土地の所在する区名、取得年度、取得面積、取得原価（用地費、補償費、諸経費）、累積利息を記したものが情報公開条例に基づいて公開されました。9月16日、平成8年度末の保有地の公開請求をしたところ、「今回の事件の捜査で押収物件等の確認による文書整理に大変時間を要している」ことを理由に決定期間が延長され、ようやく10月23日になって公開されたものです。

3. 問題点1／塩漬け放置で金利負担増大（資料Ⅰ）

平成8年度末の先行取得用地の総額は157事業で約42万㎡、約1,382億円に及びますが、このうち5年以上「塩漬け」になっている土地が全体の7割にあたる109件もあることが判明しました。ちなみにこれらの土地の累積利息は約282億円にのぼり、全体の累積利息約295億円のほとんどを

占めています。

この事実は、無為無策のまま「塩漬け」状態を放置してきたために巨額な金利負担を生み出してきた構図を浮き彫りにしています。一般に土地開発公社が取得した用地は、通常は3年から5年以内に買い戻すことになっています。ところが、実際にはそれをはるかに超える期間（なんと、25年前に取得したまま放置されている土地もあります）「塩漬け」が放置され、巨額な税金の無駄遣いを生み出しているといえます。

4. 問題点2／膨大な累積利息を抱える塩漬け地

公開された文書をコンピュータに入力して分析したところ、巨額な累積利息を抱え込んだ土地【資料Ⅲ－(1)】や、累積利息が取得金額を上回ってしまった土地【資料Ⅲ－(2)】の存在が明らかになりました。いずれも早期に買い戻しをしていれば、税金のムダ使いを妨げたであろう土地です。

5. 問題点3／莫大な投資額の疑問点（資料Ⅲ－(3)）

投資額・累積利息額ともトップの「水江町地内公共用地」は6万平方メートルを超える広大な土地が代替地として購入されています。しかし、市最南端の行き止りの道路に位置し、建物基礎工事の大変な埋立地という立地条件を考えると代替地として機能するかどうか疑わしく、今後、こうした土地の購入経緯を詳しく調べる必要があります。

6. 問題点4／市場価格よりかけ離れた坪当たり価格（資料Ⅲ－(4)）

溝口再開発の為に道路用地には、なんと坪単価2,400万円と銀座一等地並みの地価となっております。このほか累積する利息と相俟って市場の土地価格下落をよそに「公社価格」（市の買取価格）は年々上昇をつづけ、坪単価300万円以上の土地は38カ所にも及んでおり、市が事業化を図るための大きな重荷となってきております。

なお、平成3年度に設けられた「先行取得特別会計」ではこれまでに約800億円にのぼる公用地を購入しています。こうした土地についても、購入経緯と公用地として機能しているのか否かを調べる必要があります。

今回の汚職事件は公用地を不当に安く売却するというものでしたが、逆に不要不急な公用地を不当に高く購入することはなかったのでしょうか。主な塩漬け土地をオンブズマンが現地調査したところ、市南部では立派な宅地が長期間放置されている例がある一方、市北部ではとても開発困難な斜面や崩地が数多くみられ、『何故こんな土地を買ったのか』という疑問が今生じております。用地売却はもちろん、用地購入についても徹底した情報公開がこの先必要であり、これからの課題として参ります。

7. 市に対する提言と市議会に対する請願

これらの塩漬け地についてかわさき市民オンブズマンは市や市議会に対し次のような趣旨の改善を求める行動を起こして参りたいと考えております。

『土地開発公社の塩漬け土地が膨大な金額となっており、しかも年々金利負担が嵩む結果、市の買取価格は市場価格をはるかにかけ離れたものとなっていることは明らかであります。将来的にも

道路用地は別として、市の事業に活かせる可能性の殆んどない土地も相当含まれているものと思われます。

市は速やかにこの塩漬け土地に関して「対策特別委員会」を設置し、「先行取得特別会計」の保有地及び市の「低未利用地」も含め、抜本的な対策と処理について将来的なビジョンを構築する必要があるものと思われます。

市全体で保有する土地に対する借入金利息が年利3%として年間66億円、1日1,800万円あまりにもものぼることの是正を図らない限り市の「財政再建」は困難の度を増すばかりであることを肝に銘じて貰いたいと考えます。

又、市議会においてもこれらの塩漬け土地の問題点を放置してきた責任は重大であります。広島市では市議会のチェックが厳しく、5年以上の塩漬け土地は存在しないと云われております。川崎市議会においても同様の対応が求められてしかるべきと考えます。』

8. 今後の対応について

このような土地先行取得の実態をふまえて、「かわさき市民オンブズマン」はさらなる調査を続けるとともに、次のような活動を考えています。いずれも先行取得用地の塩漬けという税金の無駄使いの現場を、実際に見てもらおうという試みです。

◆塩漬け用地・検証ツアー／11月中旬ごろ

「かわさき市民オンブズマン」メンバーがツアーコンダクターになり、主要な「塩漬け用地」を見て回ります。一般、マスコミの参加もOKです。

◆塩漬け用地・写真展／12月上旬ごろ

検証ツアーのとき撮影した写真をパネルにして、市内の公共施設等で展示します。写真とともに所在地、取得原価、累積利息額、路線価・公示価格なども合わせて「公開」し、市民の税金がどのように利用されているのか実感してもらいます。

◆市議会への請願／12月議会開催時

9. 添付資料

【資料Ⅰ】 公社保有地・取得年別全保有地明細

【資料Ⅱ】 公社保有地・所在区別全保有地明細

【資料Ⅲ】 各種ワースト資料

(1) 高額支払利息ワースト 30

(2) 利息負担が取得原価の5割を超える保有地

(3) 公社価格高額（総 額）ワースト 30

(4) 公社価格高額（坪単価）ワースト 30

【資料Ⅳ】 川崎市一般会計の低未利用地一覧表

10. お問い合わせ先

この件についてのお問い合わせは

かわさき市民オンブズマン 事務局 (044) 211-0121

又は

〃

奥 田 (030-13-09297) まで

川崎市土地開発公社保有地 概要

平成9年3月31日現在

1. 保有地全体の概要 (資料Ⅰ参照)

摘 要	箇 所	面 積	取得原価	支払利息	公社価格	利息／取得
全保有地	157	422,317 ^{m²}	108,693,245 ^{千円}	29,525,160 ^{千円}	138,218,405 ^{千円}	27.16 [%]
塩漬け土地						
5年以上保有地	109	293,901	86,155,554	28,295,949	114,451,503	32.84
全体比	69.4%	69.6%	79.3%	95.8%	82.8%	
10年以上保有地	38	146,606	29,864,656	12,233,585	42,098,242	40.96
全体比	24.2%	34.7%	27.5%	41.4%	30.5%	

※5年以上…平4.3.31以前取得分 10年以上…昭62.3.31以前取得分

※公社 9.3.31末借入金残高

※・借入先銀行約30行で川崎市が債務保証

・借入金利率は平成8年度平均 1.925%

2. 各種ワースト

(1) 高額支払利息負担ワースト5 (資料Ⅲ(1))

摘 要	所在区	面 積	取得原価	支払利息	公社面積	利息／取得
水江町地内公共用地	川崎区	63,855 ^{m²}	16,436,818 ^{千円}	6,807,641 ^{千円}	23,244,460 ^{千円}	41.42 [%]
小杉・菅線用地	中原区	4,066	2,677,662	1,929,832	4,607,494	72.07
仮称第2西生田小用地	麻生区	12,520	936,471	1,326,261	2,262,733	141.62
新川崎総合整備事業用地	幸 区	13,012	5,399,640	959,567	6,299,208	17.77
生田緑地用地	多摩区	22,951	3,326,681	940,907	4,267,589	28.28

(2) 利息負担が取得原価の5割を超える保有地ワースト5 (資料Ⅲ(2))

摘 要	所在区	面 積	取得原価	支払利息	公社価格	利息／取得
藤崎公共用地	川崎区	1,680 ^{m²}	223,012 ^{千円}	397,025 ^{千円}	620,037 ^{千円}	178.0 [%]
仮称第2西生田小用地	麻生区	12,520	936,471	1,326,261	2,262,733	141.62
福祉施設用地	〃	1,852	126,189	156,122	282,311	123.72
鹿島田駅再開発用地	幸 区	1,571	378,166	464,147	842,314	122.74
西菅地区教育用地	多摩区	2,208	57,336	69,818	127,155	121.77

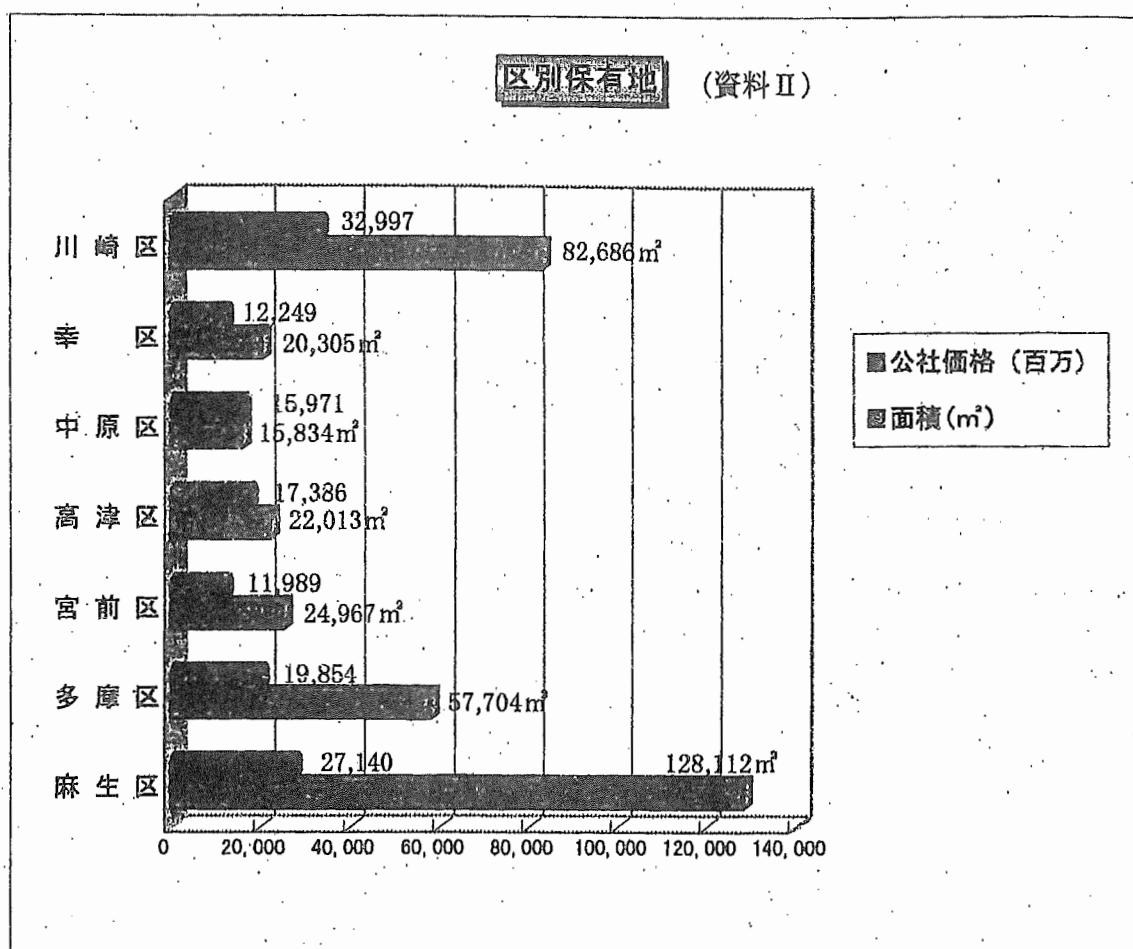
(3) 公社価格高額 (総額) ワースト5 (資料Ⅲ(3))

摘 要	所在区	面 積	取得原価	支払利息	公社価格	利息／取得
水江町地内公共用地	川崎区	63,855 ^{m²}	16,436,818 ^{千円}	6,807,641 ^{千円}	23,244,460 ^{千円}	41.42 [%]
マイコンシティ事業用地	麻生区	25,257	6,833,934	534,250	7,368,184	7.82
新川崎総合整備事業用地	幸 区	13,012	5,399,640	959,567	6,299,208	17.77
東京丸子横浜線用地	中原区	3,065	3,896,054	849,138	4,745,193	21.79
小杉・菅線用地	〃	4,066	2,677,662	1,929,832	4,607,494	72.07

(4) 公社価格高額（坪単価）ワースト5（資料Ⅲ(4)）

摘 要	取得年度	面 積	取得原価	支払利息	公社価格	坪単価
市道高津3号線用地	7年度	156 ^m	1,128,033 ^{千円}	11,908 ^{千円}	1,139,942 ^{千円}	24,020
神明町16号線用地	3年度	113	385,454	85,680	471,134	13,692
鹿島田・管線用地	63年度	62	128,125	43,073	171,199	9,027
鶴見・溝口線用地	3年度	826	1,651,333	443,607	2,094,941	8,366
幸町通線用地	59年度	314	483,599	213,949	697,548	7,316

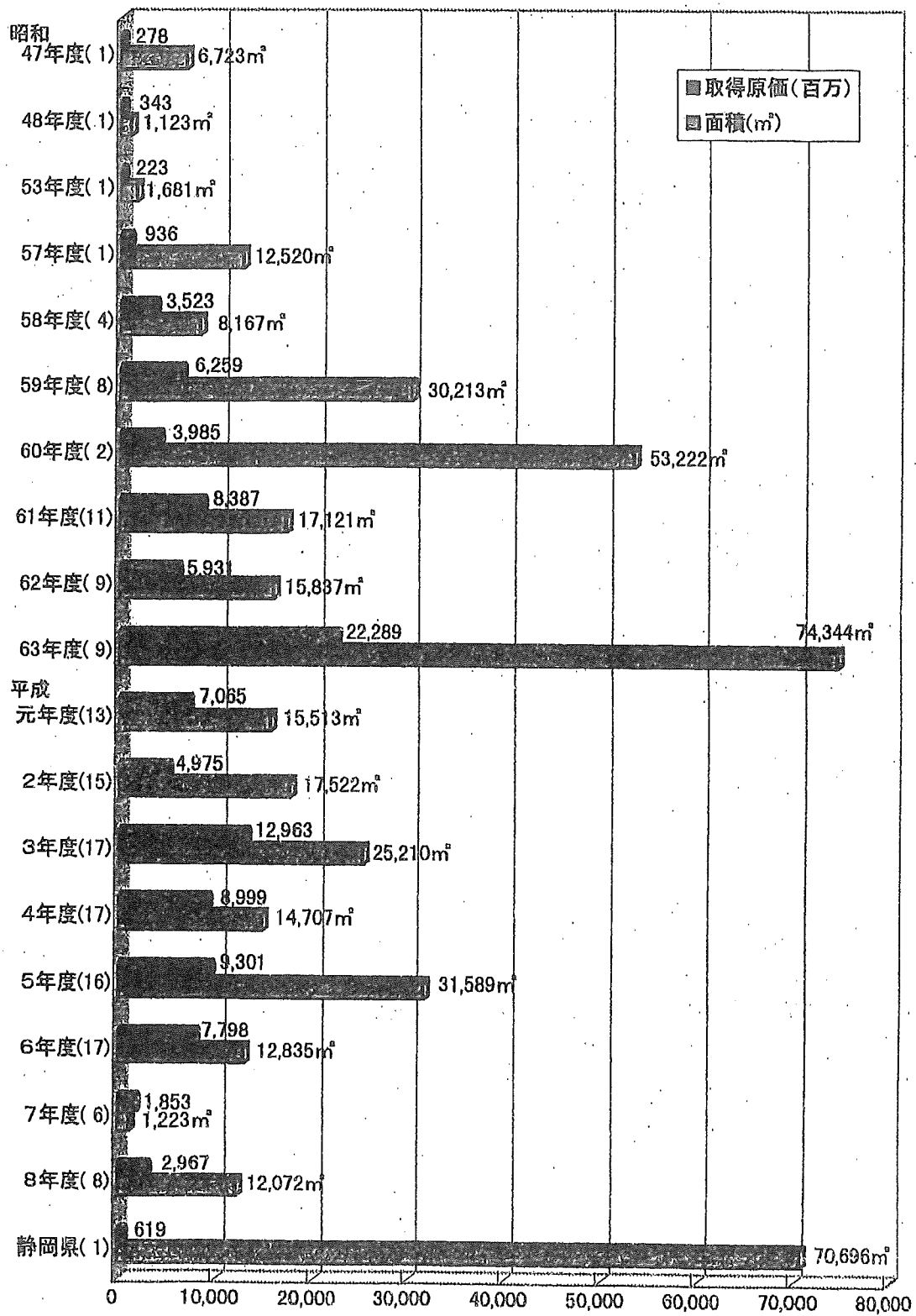
3. 区別保有地（資料Ⅳ参照）



取得年別面積及び取得原価グラフ

(資料 I)

取得年度()内は件数



第9回役員会議事報告

記録 森田明

日時 平成9年12月12日 18:30より21:00

場所 県民サポートセンター（横浜駅西口にて）

会議前に 学習会「情報公開・今年の一斉請求から」を実施
大川代表幹事が、神奈川県、横浜市、川崎市、の食糧費の公開請求の実例をもとに、情報公開の実情と問題点を報告

議事内容

・活動報告

①水道管談合 責任者 大川

情報公開で入手した資料では、水道メーターだけでなく、他の資材についても談合が強く疑われる。12.10 公正取引委員会に措置請求書を提出。

②中井町の公有地処分問題 責任者 大川

町の土地開発公社が土地を売買名目で贈与した疑いあり。近く町、県に調査を求める要望書を提出する。

③横浜市情報公開条例見直しの件 責任者 森田

11.17午後2時から 横浜市公文書公開審査会にて意見陳述を実施。

市民オンブズマンとしては、大川、益子両代表幹事が陳述。

同時に陳述した「知る権利・横浜の会」では、市民による条例改正案を作成することに。市民オンブズマンとしても今後意見書作成、シンポジウムなどの取組みを。

④政務調査研究費の問題 責任者 本間

県、議長、各会派に調査申入れ。県からは、「議会の文書なのでだせない」、議長からは「収支がぴったりあうのは、不足分を自己負担しているためで不自然ではない」との説明。会派では、共産党が公開してよいとの返事。他の会派は回答なく、議会懇談会で調整した上態度を決める模様。

⑤横浜市土地開発公社の情報非公開、訴訟を提起 責任者 大川

川崎などと比べて非公開の範囲が広い。大川代表幹事が原告となって近く提訴の予定。別に事務局の保坂さんが同じ文書について不服申立中。

⑥川崎市市有地払下げ汚職問題 責任者 篠原

12.8に監査結果で。両論併記で結果的に免責したに等しい。住民訴訟を起こす方向で検討中。

ほかに、川崎のオンブズマンの活動として、開発公社の「塩漬け土地」について購入経過の調査、パネル展等の企画あり。

⑦全国連絡会議からの依頼・・・「県議による野球大会」問題について調査することに

・各地の活動状況

大磯（オンブズマン準備会） 町で情報公開条例が成立。来年4月に実施。
議員の海外視察は中止になった、など。

・会の運営関係

①「広報誌」の発行体制について

個人に負担が集中していたので、集団的な編集体制に変えていきたい。

役員会前の時間に会合を持った。当面発行が遅れた7号は、最小限の連絡事項を載せることとして年内に発行する。

1. 10午前10時から12時ころまで 県民サポートセンター9階にて 今後の広報誌についての編集会議をもつ。参加を呼び掛ける。

②1月以降の役員会では、今後の学習会について、また、総会に向けて、役員、事務局体制の検討等を行なう。

③総会等の日程について

来年の役員会 1月22日、2月13日、3月13日

いずれも18:30より県民サポートセンターにて

総会 4月25日(土)午後 開港記念会館(今度は大講堂を借りました。)

次回役員会は、 1月22日(木)午後6時30分から

場所 県民サポートセンター

.....

選挙・議員活動とオンブズマンについての申合せ

1997年9月12日役員会にて承認

①会員が、議員等公職の候補者となった場合、選挙運動の中でかながわ市民オンブズマンの会員であることを表示しない。

(趣旨)

オンブズマンの会員が選挙運動の際、会員ないし幹事であることを表示することについて、あるいは議員として活動することについて会員から疑問を呈する問い合わせがあった。

規約では、「会員はこの会を特定の政治目的に利用してはならない。」としている。この趣旨は、会員が政治活動することを禁じるものではなく、むしろさまざまな政治的立場の人が参加できるようにするためのものである。従って議員も会員となることはできるし、連携して取り組むべき課題も多い。

しかし、選挙運動の中で市民オンブズマンとして活動していることを強調されることは、市民オンブズマンの非党派性を疑わせることになりかねないし、市民オンブズマンを「選挙のために利用している」という印象を与えるので、一定のルールを設けることとした。

②かながわ市民オンブズマンの幹事が議員等の公職についた場合、幹事を辞任する。

(趣旨)

議員等が市民オンブズマンに共鳴し会員となって、相互に情報提供するなど協力して活動することはよいが、日常的な意思決定をする幹事になることは、「議員が市民オンブズマンの方針を決めている」といった見方をされかねないところもあるので、一線を画することとした。会員であることは差し支えないので、会員としての役員会への出席は可能である。

手数料なくして／審査短くして

市民団体が意見

97.11.18 朝日

横浜市の情報公開のあり方を検討している市公文書公開審査会が十七日開かれ、情報公開を求めている二つの市民団体が意見を言った。七人が二時間ほどにわたって「公開手数料をなくしてほしい」「非公開理由を見直すべきだ」など、意見や要望を述べた。

意見を書いたのは、「かながわ市民オンブズマン」と「知る権利横浜の会」。かながわ市民オンブズマンの代表幹事の太田隆司氏は、「情報公開が進んだことで不正な支出や食糧費が見直され、財政削減につながった」と公開の効果を感じた。

「県下で市民から公開手数料をとっているのは横浜だけだ」と、一件三百円の手数料の廃止と、一枚三十円かかるコピー料金の値下げを主張した。

「知る権利横浜の会」の佐藤満喜子氏や新美みつ子氏は、「ほしい情報」が合まっている公文書名を市民が特定することは難しい。情報の内容で受け付けるなど、請求しやすいように配慮して」と訴えた。

金子正氏は、非公開決定に異議申し立てをしてから、審査会の答申まで二年半かかった経験から、審査期間を短くすることや、休日審査会への意見陳述ができるようにすることなどを求めた。

審査会は来年度中に、答申を出す見込みだ。

水道管でも談合か 公取委に調査求め

県と横浜市
注

市民オンブズマン

市民団体「かながわ市民オンブズマン」は十日、県と横浜市が発注した水道管（鋼鉄管）の入札で、独占禁止法違反の談合が行われている疑いがあるとして、公正取引委員会に調査を求める措置請求書を提出した。

請求書によれば、情報公開制度により入手した県と横浜市の一九九四年度から四年間の入札資料などを調査した入札（指名競争）には、いずれもクボタ（本社・大坂市）、栗本鉄工所（同、日本鋼鉄管（同東京））の三社が参加していた。

記者会見したかながわ市民オンブズマン代表幹事の篠原義仁弁護士は「現在、

川崎市職員汚職で監査請求 両論併記、結論出さず

川崎市建設局長の市有地払い下げ汚職事件に絡む住民監査請求で、同市監査委員は八日、委員四人の合議が整わなかったことを理由に勧告は出さなかった。問題となった払い下げ用地の価格や面積については両論併記の形を取っている。請求人からは「市の責任を免除したもので実質的には棄却。最初から結論を出さずしていい」と批判の声が上がっている。

われわれは県・横浜市などの水道メーカーの談合疑惑を住民訴訟で争っているが、今回はその第二弾となる。談合は水道局が購入するすべての資材に及んでいる」との内部告発があり調査して分かった」など話している。

請求に対し、三社は「正確な情報がないのでコメントは控えたい」（クボタ広報室）、「実態を把握しておらずコメントできない」（栗本鉄工所管理課）、「入札は公正に行われ、談合はない」（日本鋼鉄管総務部）としている。

請求人の篠原さんは「監査制度に対する根本的な疑問を感じる」と述べた上で、「裁量の範囲を逸脱したから汚職事件になった。基本的な調査努力さえ怠っている」と指摘した。かわさき市民オンブズマンでは二十日に市民報告会を開き、住民訴訟も視野に入れて今後の方針を議論する。

スケジュールのお知らせ

★広報誌編集会議

1月10日(土) 午前10時から 場所 県民サポートセンター9階
今後の広報誌についての編集会議です。お手伝い頂ける方は是非ご参加ください。

★かながわ市民オンブズマン役員会

1月22日(木) 午後6時30分から 場所 県民サポートセンター
(定例の第2金曜日ではないのでご注意ください)

★広報誌発送作業日

1月29日(木) 午後1時から 場所 大川法律事務所(関内)
作業ボランティアを歓迎します。なお、12月4日の発送作業日が延期となったことのお知らせできず、ご迷惑をおかけしました。お詫びします。

★今後の役員会

2月13日、3月13日 いずれも18:30より県民サポートセンターにて

★総会の日程

4月25日(土) 午後1時から5時
場所 開港記念会館(今度は大講堂で)

広報誌についてのご意見、ご希望を是非事務局宛お寄せください。

また、この広報誌に名前(タイトル)を付けたいと思います。よい案がありましたら、ご一報ください。

広報誌:「かながわ市民オンブズマン」 第7号 (会員配布用)

事務局:横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F

大川法律事務所内 ☎045-664-7825 発行責任者:森田明

編集・制作スタッフ:折井久彦/橋本光治/江口武正/奥田久仁夫

高橋由紀/保坂令子/村上英吾/門野圭司/佐藤勉/田中宏